

8 - 1 酒税関係総括表

酒税関係総括表

区 分	課税数量	税 額	製成数量	販売(消費)数量	製造場数	販売場数	
	kl	百万円	kl	kl	場	場	
平成11年度	407,254	70,342	364,505	584,216	387	13,949	
12	374,058	63,605	323,233	574,975	379	13,796	
13	362,627	59,652	316,752	575,174	372	13,751	
14	425,019	61,112	374,827	569,529	364	13,602	
15	420,729	61,431	375,532	544,240	349	15,379	
清酒	38,788	4,748	31,092	55,909	290	-	
清酒類	×	×	×	3,366	-	-	
清酒類	甲	×	×	10,573	1	-	
	乙	×	×	40,440	4	-	
計	4,872	1,179	3,472	51,015	5	-	
みりん	×	×	8,693	6,557	6	-	
ビール	128,015	28,391	119,285	225,754	17	-	
果実酒類	果実酒	9,213	618	6,531	8,696	13	-
	甘味果実酒	734	80	568	930	2	-
	計	9,947	698	7,097	9,624	15	-
ウイスキー類	ウイスキー	×	×	4,204	-	-	
	ブランデー	×	×	1,197	-	-	
	計	2,014	771	×	5,398	-	-
スピリッツ類	1,401	143	440	1,257	3	-	
リキュール類	93,121	7,503	88,310	31,665	10	-	
雑酒	発泡酒	135,558	17,729	116,900	152,147	1	-
	粉末酒	×	×	×	32	-	-
	その他の雑酒	×	×	×	1,513	2	-
	計	135,582	17,730	115,977	153,691	3	-
合計	420,729	61,431	375,532	544,240	349	15,379	

調査期間 課税数量、税額、製成数量及び販売(消費)数量は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間である。

調査時点 製造場数及び販売場数は、平成16年3月31日現在である。

用語の説明

- 1 課税数量とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。
- 2 製成数量とは、酒類の生産数量をいう。
- 3 販売(消費)数量とは、酒類小売業者の販売数量のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。
- 4 「製造場数」欄は、複数の酒類を製造している場合は、製造数量が最も多い酒類を掲げた。

関連表

「8-2」の「(1)課税状況」、「8-3」の「(1)酒類製成及び手持数量」、「(3)酒類販売(消費)数量」、「8-4」の「(1)酒類製造免許場数等」、「(3)酒類販売免許場数等」